



2018年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社 山梨中央銀行
代表者名 代表取締役頭取 関 光良
(コード番号 8360 東証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 嶋田 和生
(T E L . 0 5 5 - 2 3 3 - 2 1 1 1)

株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ
(会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく自己株式の買取り)

当行は、本日開催の取締役会において、会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく株式併合による1株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当行は、2018年6月26日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、2018年10月1日を効力発生日として株式併合(5株を1株に併合)を行いました。

この株式併合により生じた1株に満たない端数につきましては、会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づき、当行が自己株式として買い取ることといたしました。

2. 買取りの内容

(1) 買い取る株式の種類 当行普通株式

(2) 買い取る株式の総数 712株

(3) 買取りと引き換えに交付する金銭の総額

買い取る株式の総数に買取日(2018年10月30日)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値を乗じた金額とする。

ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、株式会社東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。

(4) 買取日 2018年10月30日

ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、株式会社東京証券取引所において最初に売買取引がなされた日とする。

以 上

(ご参考)

買取りと引き換えに交付する金銭につきましては、2018年12月上旬に予定している「第116期中間配当金」と併せてお支払いする予定です。